

特別緑地保全地区とは

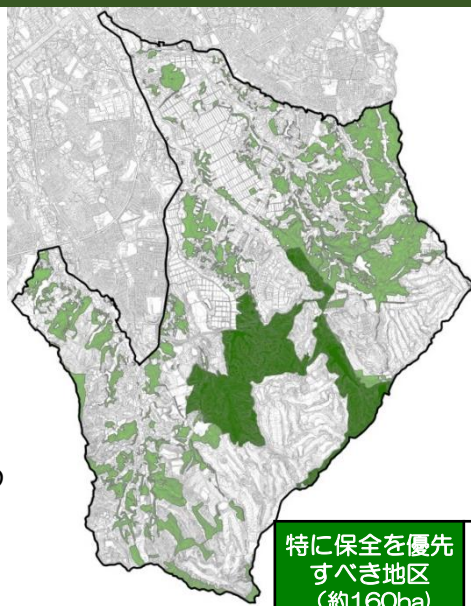
1. 南部丘陵の緑地保全について

市南部に位置する南部丘陵には、次代に保全・継承すべき自然豊かな一団の緑地が存在しています。

南部丘陵の緑地保全の仕組みづくりについては、堺市緑の政策審議会から答申（平成24年11月）を受け、平成25年3月改定の『堺市緑の基本計画』において、豊かな緑を次代に継承するエリアとし、緑地保全に関する施策や事業を位置づけました。

その中で、本市ではこれまで土地所有者や市民の皆様に対して緑地保全の必要性を理解していただくための取り組みを実施しています。

また、特に保全を優先すべき地区（約160ha）については、調査・測量等により区域を明確にし、条件の整ったところから順次特別緑地保全地区の指定を進めていこうと考えています。



2. 特別緑地保全地区について

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とした制度です。

●行為の制限

特別緑地保全地区内では、緑地の保全を目的として、都市緑地法により、原則現状のまま永続的に緑地を保全していただくこととなります。

そのため、次の行為を行う場合には、市長の許可が必要となります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
2. 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
3. 木竹の伐採
4. 水面の埋立て又は干拓
5. 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積 ※

※ 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第1項に規定する廃棄物
再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律 第2条第4項に規定する再生資源

●許可の基準

市長は、許可の申請があった場合、緑地の保全上支障があると認めるときは、許可をすることができません。

ただし、公益性が特に高く緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない一定の行為や、都市計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置等についてはこの限りではありません。

●損失補償

上記行為の許可を受けることができないため、損失を受けたものがある場合、市は、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償します。

●土地の買入れ

土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、市に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。

この場合、当該緑地の保全上必要があると認めるものについては、市がその土地を買入れます。